平成２１年（フ）第８８号
名古屋市名東区高間町211番地　パラシオン町田305号
破産者　佐伯　和香
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２１号
名古屋市守山区町南23―20　サンハウス２―203号、住民票上の住所福井県福井市風巻町第８号20番地
破産者　齋藤　哲治
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２８号
愛知県知多郡阿久比町大字宮津字新海山１番地36　宮津団地７棟501号
破産者　下村　信幸
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７９８号
名古屋市守山区永森町134番地　ストーク横地205号
破産者　命苫　久子
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７９９号
名古屋市守山区永森町134番地　ストーク横地205号
破産者　命苫　信夫
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第６２５号
愛知県一宮市奥町字下口西95番地
破産者　岩田　昭仁
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１０５号
愛知県一宮市八幡２丁目５番８号　大進ビル
破産者　加藤田津子
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２０年（フ）第１５６８号
神戸市北区松が枝町１丁目６番地の５
破産者　内田　吉春
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３００号
兵庫県神崎郡市川町西川辺816番地の５、旧住所兵庫県姫路市神屋町４丁目44番地
破産者　惠良　健藏
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７１２号
広島県東広島市福富町久芳5378番地
破産者　松浦　義彦
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７７７号
広島市南区皆実町３丁目４番36―103号
破産者　出ヶ迫武美
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８７０号
広島市安佐北区安佐町大字久地1297番地５
破産者　どんぶり亭こと　正木美津子
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８３号
広島県福山市御幸町大字下岩成974番地２岩永アパート南―３、旧住所広島県福山市御幸町大字下岩成766番地５
破産者　滝谷　末広
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２０年（フ）第５４６号
大分市向原東２丁目４番25号　メゾンセザンヌ２Ａ
破産者　竹田　隆一
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１９号
大分県別府市大字亀川1199番地の２
破産者　満井　直行
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２８３号
大分市大字宮河内3769番地の588
破産者　竹下　健太
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２０年（フ）第１６８号
宮城県柴田郡川崎町青根温泉２番地22
破産者　丹野　正次
1　決定年月日　平成21年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１１号
宮城県角田市梶賀字高畑南409番地３
破産者　佐藤　　宏
1　決定年月日　平成21年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第６２号
宮城県伊具郡丸森町字雁歌７番地１
破産者　大槻　清雄
1　決定年月日　平成21年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部